

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	高砂市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>○児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 児童扶養手当システム 宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の37項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 情報提供の根拠 <ol style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,20,42,89,90,125,141,155,161の項 情報照会の根拠 <ol style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 健康こども部 子育て支援室 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 子育て支援室 子育て支援課 TEL 079-443-9024
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 兵庫県電子申請共同運営システム	事前	
平成29年4月5日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 福祉部 子育て支援室	高砂市 こども未来部 子育て支援室 子育て支援課	事後	
平成29年4月5日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	室長 福原 裕子	子育て支援課長 福本 典子	事後	
平成29年4月5日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 福祉部 子育て支援室 TEL 079-443-9024	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 こども未来部 子育て支援室 子育て支援課 TEL 079-443-9024	事後	
平成29年4月5日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月5日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月15日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月15日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 福本 典子	課長	事後	
令和1年5月31日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年8月19日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月19日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠(1)番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,116項 2. 情報照会の根拠(1)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項	1. 情報提供の根拠(1)番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3,第12条,第19号,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条 2. 情報照会の根拠(1)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	事後	
令和3年7月20日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月20日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 情報提供の根拠(1)番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3,第12条,第19号,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条 2. 情報照会の根拠(1)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	1. 情報提供の根拠(1)番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3,第12条,第19号,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条 2. 情報照会の根拠(1)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	事後	
令和3年7月20日	5. 評価実施機関における担当部署①部署名②所属長の役職名	高砂市こども未来部子育て支援室子育て支援課 課長	高砂市健康こども部子育て支援室子育て支援課 子育て支援課長	事後	
令和3年7月20日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 企画総務部 秘書広報聴室 情報公開担当 TEL 079-443-9068	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068	事後	
令和3年7月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 こども未来部 子育て支援室 子育て支援課 TEL 079-443-9024	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 子育て支援室 子育て支援課 TEL 079-443-9024	事後	
令和4年6月7日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月7日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月19日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 兵庫県電子申請共同運営システム・サービス検索機能	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年6月9日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月9日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年12月13日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月13日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月13日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月13日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3,第12条,第19号,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条 2. 情報照会の根拠 (1) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116項 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,20,42,89,90,125,141,155,161の項 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57項 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	